

広域連合規則第 9 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の 一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第32条第 1 項中「する総所得金額」の次に「（所得税法（昭和40年法律第 33号）第28条第 1 項に規定する給与所得又は同法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第 2 項の規定により計算した金額及び同法第35条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第 2 号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第 1 項に規定する雑所得の金額の合算額として計算するものとする。）」を加え、「区分」を「区分して計算」に、「の営業、農業、不動産、給与、雑及び山林所得（1月から3月までの間に減免の申請をする場合にあっては前々年の所得とする。）の合算額」を「（1月から3月までの間に減免の申請をする場合にあっては、前々年）の営業所得、農業所得、不動産所得、給与所得、雑所得及び山林所得の金額の合算額（所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得又は同法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、給与所得にあっては同法第28条第 2 項の規定により計算した金額から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を当該給与所得の金額とし、雑所得にあっては同法第35条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第 2 号の規定により計算した金額とを合算した額を当該雑所得の金額として計算するものとする。）」に改め、同条第 2 項中「前年」の次に「（1月から3月までの間に減免の申請をする場合にあっては、前々年）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第32条第2項ただし書に規定する総所得金額等の合算額については、令和3年1月1日から同年3月31日までの間になされた収入の減少による減免に係る申請に限り、なお従前の例により算定する。